

特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者 及び無料船員職業紹介事業者の方へ

特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者(以下「職業紹介事業者等」といいます。)は、雇用関係助成金の取扱いを希望する場合、一定の条件に従って適正な取扱いをすることについて同意する旨の同意書を主たる事業所(本店等)の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出することにより、その取扱いを行うことができます。

雇用関係助成金を取り扱うことができる職業紹介事業者とは

雇用関係助成金(「雇用関係給付金」ともいいます。)を取り扱うことができる職業紹介事業者等とは、

- ① 特定地方公共団体(職業安定法第 29 条第 1 項の規定により無料の職業紹介事業を行う地方公共団体)
- ② 有料職業紹介事業者(職業安定法第 30 条第 1 項に基づく許可を受けた者)
- ③ 無料職業紹介事業者(職業安定法第 33 条第 1 項に基づく許可を受けた者、又は第 33 条の 2 第 1 項、第 33 条の 3 第 1 項その他法令の規定に基づく届出を行った者)

であって、厚生労働省職業安定局長及び人材開発統括官(以下「職業安定局長等」といいます。)の定める項目について同意し、事前にその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に、同意をする旨の同意書の提出を行った事業者です。

取り扱うことができる雇用関係助成金は

同意手続きによって職業紹介事業者等が取り扱うことができる雇用関係助成金は以下の内容です。
(詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。)(注:支給機関は、国(都道府県労働局)です。)

A 「雇用給付金」

就職困難な労働者を雇い入れる事業主に対して支給される各種助成金の総称です。この助成金を取り扱う職業紹介事業者等は、その紹介によって労働者を雇い入れて当該助成金を受給しようとする事業主に対して、当該助成金受給の必要書類である職業紹介証明書を発行できることとなります。

B 「再就職給付金」

事業主が離職する労働者のために行う再就職支援を、有料職業紹介事業者に委託した場合にその費用の一部を助成するものであり、現在のところ 1 種類だけです。この助成金を取り扱う有料職業紹介事業者は、当該助成金を活用して労働者の再就職支援をしようとする事業主から当該再就職支援の実施委託を受けることができることとなります。

【注意1】助成金を受給できるのは、(1)の「雇用給付金」については「雇い入れた事業所」、(2)の「再就職給付金」については「再就職支援を委託し、その費用を負担した事業所」であり、「職業紹介事業者等」が受給できるわけではありません。

【注意2】(2)「再就職給付金」については有料職業紹介事業所のみを対象としています。

厚生労働省職業安定局長等が定める項目(同意条件)

職業安定法第 48 条の規定に基づいて定められている「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業業界事業者の責務、募集内容の的確な表示、労働者の募集を行う者等の責務、労働者供給事業者の責務等に関して適切に対処するための指針(平成 11 年労働省告示第 141 号。以下「指針」という。)」第 5 の 7 により、雇用関係助成金の支給に関して職業安定局長等が定める条件に同意した職業紹介事業者は、当該同意した条件を遵守するものとされています。

なお、この指針に反する場合には、職業安定法第 48 条の 2 に基づく指導・助言、第 48 条の 3 に基づく改善命令等の対象となる可能性があります。

つまり、雇用関係助成金を取り扱うために、いかに掲げた同意条件について同意手続きを行った職業紹介事業者は、この同意条件を遵守する必要があるということです。

雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等に同意いただく「厚生労働省職業安定局長等が定める項目(同意条件)」は以下のとおりです。

(1) 雇用給付金又は再就職給付金を取り扱う場合に共通する条件

ア 雇用関係助成金制度の適正な運用

- ① 雇用関係助成金の支給に関し、虚偽の記載を行った書類の提出や発行など、自ら不正行為を行わないこと。
- ② 事業主による雇用関係助成金の不正受給の補助や教唆など、関係者の不正行為を助長しないこと。
- ③ 雇用関係助成金の支給に関し、都道府県労働局、ハローワーク（以下「労働局等」という。）の求めに応じて、必要な報告、文書の提出又は労働局等への出頭を行うこと。また、労働局等の職員が求めた場合には、その事業所内に立ち入らせ、質問に回答し、帳簿書類の検査を受けること。
- ④ 会計検査院による検査の際に労働局等に協力すること。

イ 同意制度の適切な手続き

- ① 都道府県労働局長の指示により、雇用関係助成金に関する取り扱いを行う職業紹介事業者等である旨を示す職業安定局長等が定める様式の標識を、同意書に係る事業所一覧に記載した事業所の見やすい場所に掲示すること。
- ② 同意書に係る事業所を追加する場合は、所定の書類を提出すること。
- ③ 別添の同意書に係る事業所一覧から事業所を削除する場合又は同意を撤回する場合は、所定の書類をその1か月前までに提出すること。
- ④ 同意書の有効期限が満了した場合、職業紹介事業に関する許可が取り消された場合、事業の廃止命令があった場合若しくは事業を廃止した場合、又は同意条件を適切に履行しないなど当該条件を満たさないことが明らかとなり、事業主管轄労働局が雇用関係助成金の取り扱いの無効を文書によって通知した場合は、ただちに事業主管轄労働局に対して標識を返還するとともに、雇用関係助成金を受給しようとしている事業主に対して雇用関係助成金の取り扱いができなくなった旨を周知してトラブルが発生しないようにすること。

(2) 雇用給付金を取り扱う場合の条件

- ① 事業主及び求職者に対して、取扱いを希望する雇用給付金制度の説明および周知を行うこと。
- ② 雇用給付金の対象労働者をその紹介により就職させたときは、雇用関係助成金事務取扱手引の手続きに従い、定められた期限内に、書類の提出、証明書の発行を行うこと。

(3) 再就職給付金を取り扱う場合の条件

- ① 事業主に対して、再就職給付金の制度及び公共職業安定所における再就職に係る支援の内容の説明、周知を行うこと。
- ② 申請事業主に対する「退職コンサルティング」（※1）を、職業紹介事業者自ら又は他の会社等との「連携」（※2）によって行わないこと。
- ③ 申請事業主から受託した再就職支援の対象者であって再就職九湯付近の支給対象となりうる者（以下「支給対象者」という。）に対して、委託契約の日の翌日以降「助成金支給期限」（45歳未満の者については離職日の翌日から6か月後、45歳以上のものについては9か月後）までの間に再就職が実現できるように、職業相談、職業相談等の再就職支援を積極的に行うこと。
- ④ 支給対象者の再就職状況については、次によって把握を行い、再就職が実現した場合は、再就職支援を受託した申請事業主に対して、速やかに、再就職先の雇入れに係る証明書の発行等を行って報告すること。
 - a 助成対象期限までの間は、支給対象者の求職活動とその成否を確実に把握すること。
 - b 職業紹介事業者自身による職業紹介の成否にのみならず、支給対象者自身の求職活動の結果についても把握をすること。
 - c 再就職が実現した場合は、その再就職先の事業所名、企業規模、採用時の賃金、雇用形態、職種及び再就職経路等について把握すること。
- ⑤ 次の事項について、事業主管轄労働局に対して定期的に報告すること。なお、報告された内容については、厚生労働省が厚生労働省のホームページにおいて公表することについて了解すること。
 - a 支給対象者への再就職支援に係るサービス内容
 - b 支給対象者の再就職率（支給対象者のうち助成対象期限までに雇用保険一般被保険者※3）又は高年齢被保険者（※4）として再就職できた者（以下「再就職者」という。）の割合
 - c 再就職者のうち、再就職先の状況が一定基準（無期雇用のフルタイムかつ再就職先の賃金が離職前の8割以上）を満たす者の割合

d 再就職支援の委託契約料の支払い時期等（委託契約直後と再就職実現後の支払額の割合。例えば、「委託契約直後に支払い総額の50%を支払い、再就職実現後に50%を支払い」など）

⑥ 申請事業主との間で行う再就職支援の委託契約において、可能な範囲で次の点を満たすように努めること。

a 再就職支援の委託契約料の支払いについて、委託契約直後の支払い額を支払総額の50%未満とすること。

b 再就職者の雇用形態が期間の定めのないもの（パートタイムを除く）であり、かつ再就職先の賃金が離職前の8割以上であった場合、委託料を5%以上割増とすること。

※1 「退職コンサルティング」とは、再就職給付金（再就職支援コース）を受給しようとする事業主に対して行われる働きかけであって、解雇・退職勧奨・希望退職募集等の人員削減に関して、①その実施を提案すること、②制度設計の支援（対象者の選定基準の設定を含む。）をすること、③実施方法（対象者との面接方法を含む。）のコンサルティング（相談・助言・研修、マニュアル・参考資料の提供等）をすることをいう。

それが法令違反に該当するか否か、有料であるか否か、契約を交わしているか否か、人員削減方針やその公表があるか否か、人員削減の具体的方法が決定しているか否か、事業主からの依頼があったか否かを問わない。

事業の縮小等によって離職を余儀なくされる対象者が具体的に決定され、事業主が対象労働者の氏名を記載した再就職援助計画等を公共職業安定所に申請等する日以前に実施させるものが該当するが、対象労働者が具体的に決定される前の接触であっても、人員削減の働きかけを伴わない形でおこなわれる、対象者が具体的に決定された後に行うこととなる再就職支援や本助成金の内容の説明・情報提供は含まない。

※2 この「連携」とは、再就職給付金（再就職支援コース）を受給しようとする事業主からの再就職支援を受託する職業紹介事業者と、当該事業主に対して退職コンサルティングを実施する会社等（職業紹介事業者の関連会社であるか否かを問わず、弁護士や社会保険労務士など個人を含む。）との間で、退職コンサルティングの受託やその実施に係る情報又は再就職支援の受託やその対象者の増加に係る情報の交換が行われることをいう。

なお、その情報の交換は、文書、電話、メール等の手段のいずれかを問わない。

※3 週20時間以上、31日以上の雇用契約の場合に雇用保険一般被保険者の資格取得ができる。

※4 週20時間以上、31日以上の雇用契約の場合であって、年齢が65歳以上の場合に高年齢被保険者の資格取得ができる。

雇用関係助成金に係る取扱いを行うための手続きは

雇用関係助成金の取扱いを行うための手続きは以下のとおりです。

① 同意書の提出

厚生労働省職業安定局長等が定める項目について同意した上で、雇用関係助成金に係る取扱いを希望する職業紹介事業者及び無料船員職業紹介事業者は、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」をその主たる事業所（本店等）の管轄の都道府県労働局長あて提出してください。

また、複数の事業所で雇用関係助成金に係る取扱いを希望する場合は、その事業所分を取りまとめて一つの同意書として提出してください。

なお、職業安定法第33条の2の規定により厚生労働大臣に届出を行い無料職業紹介事業を行う者又は船員職業安定法第40条第1項の規定により無料の船員職業紹介事業を行う者（学校等）は管轄の公共職業安定所に「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」を提出してください。

② 同意書受理通知書及び標識の交付

「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書受理通知書」及び「雇用関係助成金に関する取扱いを行う者である旨を示す標識」が都道府県労働局長から交付されます。また、学校等に対しては、公共職業安定所を通じて交付されます。標識は、雇用給付金と再就職給付金の2種類あります。

③ 標識の掲示

上記②の標識を雇用関係助成金に係る取扱いを行う各事業所の見やすい場所に掲示してください。

④ 有効期間

厚生労働大臣の許可を受けて職業紹介事業を行う者は、許可の満了する日までの期間内で希望する期間です。また、厚生労働大臣に届出を行って職業紹介事業を行う者及び国土交通大臣の許可を受けて又は国土交通大臣に届出を行って無料の船員職業紹介事業を行う者は有効期限を定めません。

（注意）雇用関係助成金の支給に関し、上記「厚生労働省職業安定局長等が定める項目（同意条件）」を適切に履行しない場合には、上記④の有効期間内であっても、同意書受理通知書及び標識を返還していただくこととなります。

(お願い)ここからは3ページまでの内容の補足、特にご確認いただきたい点となります。ご提出前にご確認下さい。

「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書」のご提出について

1 「雇用関係給付金の取扱いに係る同意書」の目的

下記の助成金を受給する際の条件として、ハローワークの職業紹介による場合だけではなく、「職業紹介事業者等」による職業紹介で雇い入れた場合及び再就職給付金の対象となる再就職を実現した場合も対象としています。

ただし、この取扱いができるのは、厚生労働省職業安定局長の定める一定の事項に同意し、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書(以下、同意書)」を事前に提出した職業紹介事業者等に限ります。

2 同意していただく内容について

同意していただく内容は、3ページまでの内容や様式第1号 A①及び様式第1号 B①の〔職業安定局長の定める項目〕に記載されておりますのでよくご確認ください。

特にご留意いただきたいことは次のとおりです。

- (1) 雇用関係助成金制度についてご理解いただいた上で、各種助成金(給付金)の対象者となりうる求職者を紹介する際には、事業主及び求職者に対して制度の説明及び周知を行うこと。
- (2) 各種助成金(給付金)の対象となる場合には、定められた期限内に所定の書類の提出、証明書の発行を行うこと。
- (3) 雇用関係助成金の支給に関し、助成金(給付金)を支給する労働局等の調査の求めに応じること。また、会計検査院による検査について労働局等に協力すること。
- (4) 同意書に係る各事項について変更が生じる場合には、速やかに所定の書類を労働局長あて提出すること。

◎この制度についてご理解いただいたうえで、取扱いを希望される場合は、3以下の処理方法に沿って手続きをしてください。

3 「同意書」の記載方法

「職業安定局長の定める項目」にすべて目を通し、同意できる場合についてのみご記入・ご提出ください。なお、ご記入・ご提出は本社で行ってください。

(1) 様式1号 A①について

- ・1欄…許可証に記載された名称を記載。
- ・2欄…主たる事務所の名称と雇用保険の適用事業所番号を記載。適用事業所になっていない場合、当該番号は不要ですが、記入漏れとの区別をつけるため理由をご記入ください(例:役員のみで労働者がいない)。
- ・3欄…該当する番号に丸を付ける。
- ・4欄…許可証の許可番号を記載。
- ・5欄…同意書の提出日(郵送提出の場合は書類到達日)から許可証に記載された許可期間の末日までの任意の日付を記載。

※ 同意書に記載した期間外の職業紹介等の行為は対象とならなくなるので、限度いっぱい期間を記載するのが一般的です。

※ 郵送事故防止のため特殊郵便(特定記録または簡易書留)にて送付してください。(到達確認は郵便局の追跡サービスをご利用ください。)

- ・6欄…取扱いを希望する番号に○を付ける。なお、無料の職業紹介事業者及び無料の船員職業紹介事業者の場合はA(雇用給付金)のみの取扱いとなる。
- ・提出日、郵便番号、所在地、電話番号、名称、代表者氏名を記載。
- ※ 職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等については、4欄・5欄の末日は空欄。

(2) 様式1号 B①について

- ・1欄…許可証に記載された名称を記載。
- ・2欄…主たる事務所の名称と雇用保険の適用事業所番号を記載。適用事業所になっていない場合、当該番号は不要ですが、記入漏れとの区別をつけるため理由をご記入ください（例：役員のみで労働者がいない）。
- ・3欄…許可証の許可番号を記載。
- ・4欄…同意書の提出日(郵送提出の場合は書類到達日)から許可証に記載された許可期間の末日までの任意の日付を記載。
- ※ 同意書に記載した期間外の職業紹介等の行為は対象となくなるので、限度いっぱい期間を記載するのが一般的です。
- ・5欄…取扱いを希望する番号に○を付ける。
- ・提出日、郵便番号、所在地、電話番号、名称、代表者氏名を記載。

4 本社以外に支店や営業所などがある場合(様式第2号)

同意書に係る事業所一覧(様式第2号)に、取扱いを希望する支店等の内容を記載し、同意書と併せて本社でご提出ください。なお、都内に限らず、他の都道府県にある支店等もあわせて記載するとともに、本社は一覧の一番上に記載してください。また、複数の事業所で取り扱う雇用関係助成金の種類が異なる場合、その種類の組み合わせごとにグループをつくって、それぞれごとに「同意書」に該当する事業所を記載した同意書に係る事業所一覧を添付してください。

※ 対象となるのは、職業紹介事業の許可を受けている支店、営業所に限ります。

5 提出から「受理通知書」及び「標識」の交付まで

埼玉労働局において内容を確認し、「同意書受理通知書」と「標識」を事業所あて郵送します。事務処理上、同意書の提出後2ヶ月程度の期間を要しますが、同意は「同意書」の5欄に記載した同意期間の初日から有効ですので、標識等が届く前であっても雇用給付金に係る職業紹介や再就職給付金に係る委託契約を行うことができます。

☆「標識」は、事業所内の見やすい場所に掲示してください(2種類交付された場合は、両方とも掲示)。また、複数の支店がある場合は、まとめて本社に送付致しますので、各事業所に配布し、掲示してください。

6 「同意書」の内容に変更があった場合(様式第3号)、取りやめる場合(様式第4号)

- (1) 同意書の内容に変更があった場合(会社の名称や所在地、取扱いを希望する支店等の名称や所在地の変更、追加や削除など)は、「雇用関係助成金の取扱いに係る同意書変更書(様式第3号①)」とそれに係る様式第3号③又は④を上記5のとおりご提出ください。
- (2) 雇用関係助成金の取扱いを取りやめる場合は、様式第4号①の「同意撤回書」を、取扱いを取りやめる日の1ヶ月前までに提出してください。また、取扱いを取りやめる範囲によって「同意撤回書」の提出と合わせて、次の手続きも行ってください。

① 雇用関係助成金の全ての取り扱いを取りやめる場合

同意期間終了後に、「同意書受理通知書」と「標識」を東京労働局助成金事務センター助成金第一係(職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等についてはその所在地を管轄するハローワーク)に返還してください。返還を受けて、埼玉労働局より「同意撤回書受理通知書」を送付いたします。

② 雇用関係助成金のうち、雇用給付金又は再就職給付金のいずれかに属する助成金のすべての取り扱いを取りやめる場合

同意期間終了後に、該当する給付金の「標識」を埼玉労働局職業対策課雇用開発係(職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等についてはその所在地を管轄するハローワーク)に返還してください。返還を受けて、埼玉労働局職業対策課雇用開発係より「同意撤回書受理通知書」を送付いたします。

③ 雇用関係助成金の一部の助成金の取扱いを取りやめる場合であって上記②に該当しない場合

「同意撤回書」の提出のみで結構です。提出に基づいて、埼玉労働局職業対策課雇用開発係より「同意撤回書受理通知書」を送付いたします。

7 同意条件を満たさない場合

(1) 同意条件は、職業紹介事業者等が雇用関係助成金の取り扱いをするための条件となります。したがって、その条件を適切に履行していないなど当該条件を満たさないことが明らかとなった場合は、当該職業紹介事業者等は雇用関係助成金を取り扱うことのできる前提を欠くことになるため、雇用関係助成金の取扱いは無効となります。

(2) 同意条件を満たしていないと疑われる場合は、埼玉労働局は、次の①～⑤の取り扱いを行います。

① 当該職業紹介事業者等に対して、資料の提出・報告、事情聴取、立ち入り検査などにより現状把握を行います。

② 上記①の現状把握により、同意条件を満たさないことが明らかになった場合、当該職業紹介事業者等に対し、期限を区切って文書により是正を求めます。

③ 上記②の期限までに是正されないと認められる場合、当該職業紹介事業者等の雇用関係助成金の取り扱いについて、該当する助成金と期間を明らかにしたうえで、無効とします。そのうえで、当該職業紹介事業者等に対して、無効になった旨を文書で通知します。

無効の通知を受け取った職業紹介事業者等は、「同意書受理通知書」及び「標識」を埼玉労働局職業対策課雇用開発係(職業安定法第33条の2の規定による無料職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等についてはその所在地を管轄するハローワーク)に返還していただきます。

④ 雇用関係助成金の取り扱いが無効になった職業紹介事業者等の取り扱った雇用関係助成金については、事業主が支給申請を行った場合、不支給の扱いとなります。

このため、事業主とのトラブル防止の観点から、当該職業紹介事業者等の名称等については、厚生労働省ホームページ等で公表します。

⑤ 雇用関係助成金の取り扱いが無効となった職業紹介事業者等は、無効期間が満了し、埼玉局長が無効に至った事由が改善され、再び雇用関係助成金の取り扱いが適正に行われると認めた場合に限って、改めて「同意書」の提出を行うことができます。

8 同意期間が終了したら(更新のための再提出)

同意期間が満了した後、引き続き雇用関係給付金の取扱いを希望する場合には、再度、同意書をご提出ください。なお、職業紹介事業の許可の更新手続きの際に併せて事前にご提出いただくのが一般的です。期間満了の事前通知はしておりません。満了後も手続きは可能ですが、再度提出した日から有効となることにご注意ください。

9 同意期間中の事務処理について

雇用関係助成金の対象となる職業紹介を行った場合や再就職給付金の対象となる再就職を実現した場合は、「雇用関係助成金事務取扱手引」の中の「雇用関係助成金の各制度取扱い」に記載されている事項に基づき、各様式を決められた期間内にハローワークや雇い入れ事業所に発行してください。

※ 各種様式については、埼玉労働局ホームページ上(厚生労働省のホームページにリンク)に掲載しておりますので、必要な様式をダウンロードしていただき使用して下さい。

※ 特定求職者雇用開発助成金については、該当になる可能性がある場合、雇い入れ事業主あてに労働局又はハローワークから申請用紙等と案内の書類を(雇入日から5カ月前後に)送付いたします。ただし、職業紹介事業者が雇入登録届をハローワークへ提出していなければ、案内等は送付されません。したがって、対象労働者の可能性がある方を紹介し、雇い入れられた場合には必ず雇入登録届を提出してください。

また、雇入登録届を提出したからといって必ずしも該当するものではないため、場合により案内書類が送付されないこともあります。案内書類が届かない場合には事業所所在地の管轄ハローワークへ確認していただくよう雇い入れ事業主へ周知をしてください。

10 再就職給付金に係る実績の報告について **ご確認下さい！！**

再就職給付金を取り扱う職業紹介事業所(主たる事務所)は、毎年度4月末までに、その前々年度(例として令和3年4月末までに平成31年度(令和元年度))に再就職支援サービスの契約の対象となった労働者の状況について報告義務があります。

報告様式は厚生労働省ホームページ「雇用関係助成金を取り扱う職業紹介事業者等」内、「再就職給付金を取り扱う有料職業紹介事業者の再就職支援の状況」からダウンロードができます。ダウンロードしたエクセルの「入力シート」の各項目の入力が完了しましたら、「入力シート」及び「公表シート」の両シートともプリントして、下記までFAX(048-600-6250)又は郵送して下さい。

同意書Bに同意している職業紹介事業所は、実績がない時もゼロ件での報告書提出をお願いします。

厚生労働省ホームページ(雇用関係助成金を取り扱う有料職業紹介事業者等)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/joseijigyousya.html

11 お問い合わせ及び提出先について

郵送の場合は、到着日が受理日となります。直接ご提出の場合は平日8:30~17:15が開庁時間です。

埼玉労働局 職業対策課 雇用開発係(助成金センター)

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー17階

最寄駅はさいたま新都心です(改札出て左のビルです)

TEL:048-600-6217 FAX:048-600-6250

※ 職業安定法第33条の2の規定による無料の職業紹介事業及び船員職業紹介事業を行う学校等は、その所在地を管轄するハローワークへの提出となりますので、ご注意ください。